

処 分 基 準

令和 7 年 6 月 28 日

法 令 名：インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律
根 拠 条 項：第14条第2項
処 分 の 概 要：インターネット異性紹介事業の廃止命令
原権者（委任先）：茨城県公安委員会
法 令 の 定 め： インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律 第8条（欠格事由）
処 分 基 準： インターネット異性紹介事業者がインターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律第8条各号のいずれかに該当する場合には、事業の廃止を命ずることとする
問 い 合 わ せ 先：茨城県警察本部生活安全部生活安全総務課
備 考：